

【南海トラフ地震防災対策推進計画・富士山火山避難計画及び地域防災計画 (修正)】に関するパブリックコメントの募集結果について

1 パブリックコメント実施概要

政策等の題名	南海トラフ地震防災対策推進計画・富士山火山避難計画及び地域防災計画（修正）
政策等の案の公表の日	令和6年2月13日（火曜日）
意見提出期間	令和6年3月13日（水曜日）
周知方法	郵送、Fax、メールなど

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	19件
インターネット	16人
ファクシミリ	人
郵送	2人
直接持参	1人
（無効な意見提出）	人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する町の考え方は、次のとおりです。

【総括表】

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	14件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	2件
C	今後の検討のために参考とするもの	2件
D	その他（質問など）	1件

【具体的な内容】

(1) <神奈川県>

	意見の内容（要旨）	区分	意見数	町の考え方
1	P42.②気象、洪水等に関する注意報、警報の伝達系統、予警報伝達系統図	A	1	ご意見どおり修正いたします。
2	P99.②災害派遣要請要領 才要請窓口 （誤）災害対策課 → （正）危機管理防災課	A	2	ご意見どおり修正いたします。

(2) <小田原消防>

	意見の内容（要旨）	区分	意見数	町の考え方
3	県防災行政通信網の I P 電話及び閉域スマホ番号の修正	A	3	ご意見どおり修正いたします。
4	「被害の規模、状況を判断し、現地消防力での対応が困難であることが判明したときは、速やかに広域応援を要請します。」から指揮系統等に混乱が生じないようにするため、「被害の規模、状況を判断し、現地消防力での対応が困難であることが判明したときは、速やかに <u>小田原市消防本部を通じて</u> 広域応援を要請します。」の追記	A	4	ご意見どおり修正いたします。
5	「大規模な火災が多発した場合は、町本部へ小田原消防本部の集中防御及び県本部を通じての県内消防本部や緊急消防応援隊の広域応援要請を行い、自らは全消防力をあげて消火活動を行います。」から 2 の意見と同様に、「大規模な火災が多発した場合、町本部へ小田原消防本部の集中防御及び <u>小田原消防本部を通じて</u> の県内消防本部や緊急消防援助隊の広域応援要請を行い、自らは全消防力をあげて消火活動を行います。」の改正	A	5	ご意見どおり修正いたします。

6	県地域防災計画の系統図との一致のため、「松田町から松田警察署へ」の追記	A	6	ご意見どおり修正いたします。
7	富士山火山防災対策会議を富士山火山防災対策協議会への変更	A	7	ご意見どおり修正いたします。

(3) <松田警察署>

	意見の内容 (要旨)	区分	意見数	町の考え方
8	全般の記述で県警察を「松田警察署」に置き換え	A	8	ご意見どおり修正いたします。
9	第1編第3章27.(2)③遺体の調査、検視、⑤遺体の収容 ご遺体の調査、検視(代行検視)を行うにあたり、大量の水が必要となるため、断水時でも水の供給が受けられる施設の選定を要望。 また、発災時は、警察の能力から遺体収容所の開設を極力1カ所にして頂きたいことを要望。	B	9	・水の供給できるように考慮します。 ・寄地区は孤立する可能性があるため、全体として2カ所の指定をしておりますが、極力1カ所のできるよういたします。
10	東海地震は南海トラフの1つとして対応するものです。 「東海地震」の記述を「東海地震を含む南海トラフ地震」と記載	B	10	・本改正により「東海地震」から「南海トラフ地震対策推進計画」へ変更し、東海地震の内容は「参考」として残しております。

(4) <自衛隊>

	意見の内容（要旨）	区分	意見数	町の考え方
11	28.自衛隊派遣要請（1）自衛隊に対する災害派遣要請 ③緊急の場合の連絡先を訓練科から第3科へ	A	11	ご意見どおり修正いたします。
12	資料1 国民保護と同じく「陸上自衛隊第1高射大隊長」ではなく「陸上自衛隊第1高射大隊中隊長」ではないのか	D	12	国民保護は陸上自衛隊東部方面総監部が中隊長と定めていますが、地域防災計画では相互調整により定めるため、大隊長となっています。

(5) <農林水産省関東農政局>

	意見の内容（要旨）	区分	意見数	町の考え方
13	① 農林水産省関東農政局神奈川支局 ア 農業→農地→農業用施設の被害状況の情報収集及び報告連絡に関する事 イ 応急用食料→物資の支援に関する事 ウ 食糧の需給・価格動向や食品の表示等に関する事 エ 輸出証明に関する事 オ 関係職員の派遣に関する事 を下記へ変更 ① 農林水産省関東農政局神奈川県拠点 ア 農業関係の被害状況の情報収集及び報告に関する事 イ 応急用食料等の支援に関する事 ウ 食品の需給・価格動向等に関する事	A	13	ご意見どおり修正いたします。

14	<p>③ 災害救助法が適用になった場合の措置</p> <p>災害救助法が適用された場合で、交通・通信途絶のため知事へ要請できない場合は、農林水産省（生産局農産部貿易業務課）に災害救助用米穀の緊急引渡を要請し、最後に県知事への情報提供を行います。</p> <p>取り消し線を（農産局農産政策部貿易業務課）へ変更</p>	A	14	ご意見どおり修正いたします。
15	<p>（ア）食料調達体制の点検、確認</p> <p>農林水産省（並びに関東農政局横浜地域センター）及び関係団体等と連携をとり、食料調達体制の確認を行うとともに、現在の食料の保有数量等を把握します。</p> <p>取り消し線を（神奈川県拠点）へ変更</p>	A	15	ご意見どおり修正いたします。
16	<p>機関・役職</p> <p>農林水産省 関東農政局 神奈川支局 地方参事官室総括農政推進官</p> <p>取り消し線を（神奈川県拠点）へ変更</p>	A	16	ご意見どおり修正いたします。

(6) <町民>

	意見の内容（要旨）	区分	意見数	町の考え方
17	地域防災計画は、災害に備える準備と災害が発生した時の行動計画を明確にするため、その地域の地形や特性を踏まえた計画でなければならない。 町全体が甚大な被害を被り、混乱している状況の中で孤立した場合に迅速かつ的確な指示行動ができるよう、予め地域防災計画へ項目だけでも規定すべきではないか。	A	17	町は孤立した場合の応急対策の充実を図ることから、地域防災計画に孤立した場合の対策の概要を記述します。 →第1編第3章 <u>2.9.孤立対策</u> を新設
18	わかりやすくまとめたものがほしい	C	18	簡易的なマニュアル作成を検討します。
19	寄地区は、1本の県道に頼ってるので、秦野方向からの道路利用を考えることが必要	C	19	孤立対策を新設し概要を記載しましたが、具体的なことは今後検討します。